

被扶養者申請の提出書類一覧

○：提出が必要 △：状況により提出が必要

書類名 ・ 注意事項等 書類に不備不足がありますと、再度書類の提出を求める場合があります		証明する ところ・ 入手先	申請対象者								
			配偶者	子供			弟・妹 孫	父母 祖父母	配偶者の 父母・祖父母	兄・姉	その他
				出生時	16歳未満	16歳以上					
■健康保険被扶養者異動届	「正」・「副」とともに捺印が必要	各事業所窓口 人事ワーカー	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■扶養状況報告書	両面印刷し、状況を詳細に記入したもの	健保HP HP(5)	○	×	△	○	○	○	○	○	○
■健康保険資格喪失証明書または、現在の健康保険被保険者証(写)		健保組合 や勤務先	○	×	○	○	○	○	○	○	○
■住民台帳の写し	被保険者・申請 対象者を含む 世帯全員分 筆頭者・続柄等全て記載省略なし 広域交付住民票は不可 ※[この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ない]の文言があるもの ※場合によって戸籍謄(抄)本が必要	市区町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別居 注⑤	■送金証明書 直近6ヶ月分	送金元:被保険者、送金先:申請対象者であり、日付、金額 が確認できる金融機関の振込明細書等	金融機関	△	×	△	○	○	○	×	×
										同居が原則	同居が原則
■収入証明書	申請対象者 のもの ご家族のもの	総収入額の記載された証明書(記載省略なし) ※収入が全くない場合は、申告手続きをして取得する 総収入額の記載された証明書(記載省略なし)	市区町村 市区町村	○ ×	×	×	○ 注④	○ 注④	○	○	○
				×		○注②			○注③		

↓申請対象者で収入証明書を提出される方(収入内容に該当する書類が必要)

今まで 就職し ていた 場合 注d	退職後1年未満	「退職一時金源泉徴収票」(写)注a 又は「退職一時金不支給証明書」 + 退職日の記載された退職時の「源泉徴収票」(写)	
	退職後1年以上 注b	退職の証明書類等	
	雇用保険に加入していた (失業給付等) 注c	受給終了した	「雇用保険受給資格者証」(表裏・写)
		受給を放棄する	「離職票1・2」(受給途中の場合は「雇用保険受給資格者証」) + 「雇用保険書類取扱い申請書」HP(7)
		受給期間延長	「受給期間延長通知書」+ 「離職票1・2」 + 「雇用保険書類取扱い申請書」HP(7)
		受給する	「雇用保険受給資格者証」(表裏・写) 又は、「離職票1・2」(写)
	受給できない	離職票未交付の場合は「被保険者資格喪失確認通知書」(写) 又は、加入期間不足など受給資格なしと確認できる証明書類	
雇用保険に加入していない	「雇用保険未加入証明書」(期間が記載してあるもの)		
	手当その他給付金 注c	「出産手当金支給決定通知書」(写)・「傷病手当金支給決定通知書」(写)等	
就業中 (パート・アルバイト)		「給与賞与支払証明書・報告書※交通費を含む直近6ヶ月分」HP(6) 直近6ヶ月の「給与・賞与明細」(写)、状況によっては「雇用契約書」(写)も必要	
各種年金・遺族・障害年金等		受給されている全ての「年金裁定通知書・改定通知書」(写A4サイズに収まるよう縮小) + 直近の「年金振込通知書葉書」(写)	
営業・雑所得等		「確定申告書(収支内訳書含む)」(写)を直近3年分 収入内容の明細等	
農業		「農業収支計算書」(写)又は「収支内訳書」(写)	

注① 母子手帳の出生届出済み証明の頁の写しでも可(※父母の氏名・住所、出生児の
氏名・性別・誕生日と、市町村の証明印が全て写っていること)

注② 配偶者が扶養家族でない場合は、配偶者の収入証明書・収入関係書類が必要

注③ 対象者に配偶者がいる場合は配偶者の、また、被保険者の他に扶養義務のある方が
いる場合は、その方の収入証明書と収入関係書類も必要

注④ 学生は、**在学証明書**があれば不要。但し、一度就職した後に離職して申請する場合
等は、学生であっても収入証明書・収入関係書類と、別居時は送金証明書も必要

注⑤ 被保険者の単身赴任による別居、対象者の通学による(在学中)別居は提出不要

注a 退職に伴い受けた全ての一時金の金額が確認できる源泉徴収票等証明書類が必要

注b 現在無収入の場合にも収入証明書に収入がある場合には退職等の証明書類が必要

注c 雇用保険・健康保険の給付金(失業・出産・傷病)は、収入の扱い

注d 別紙「退職者を被扶養者申請される方へ」HP(7)を確認、該当書類の提出が必要

◇ (写)としている書類以外は全て原本を提出してください。

◇ 書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。
認定は、諸書類を健康保険組合が受付し、被扶養者資格を確認した日となります。
出生の場合は、誕生日より1ヶ月以内に届出されたものは、誕生日まで遡ります。

◇ 健康保険組合は認定対象者が健康保険法に定める一定の親族等に該当するかどうかを
確認する責任があり、場合により追加書類の提出を求めることがあります。